

入 札 説 明 書

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）、この入札説明書及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を館長に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出して確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行わないこと。

2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしないこと。（脅迫的言辞の有無を問わない。）

3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において、公告及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（工事費内訳書の提出）

第6条 入札参加者は、入札に際し、当該設計等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。

3 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

（1）設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

（2）前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

4 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続き等を取りやめることがある。

（入札の無効）

第8条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者の入札した入札書

（2）同一人が入札した2通以上の入札書

（3）入札参加者が協定して入札した入札書

（4）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（5）記名、押印のない入札書

（6）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

（7）工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

（8）各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第9条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

（落札者及び落札価格の決定）

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（1）最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

（2）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

（3）落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

（4）低入札価格調査制度に係る失格基準価格を適用する入札の場合に、入札価格が失格基準価格を下回る価格であるとき。

- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、館長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当館の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（入札回数の制限）

第11条 入札回数は2回とし、入札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第2回の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積回数は、2回を限度とする。

（契約保証金）

第12条 落札者は、契約と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、（5）の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

- （1） 契約保証金の納付
 - （2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、館長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - （4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - （5） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。
- （1） 契約金額が100万円未満であり、かつ契約人が契約を確実に履行するものと認めたとき。
 - （2） 当初設計金額が100万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認めたとき。
- 3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により、落札者が同項（2）、（3）に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項（4）、（5）に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、館長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

（契約の締結）

第13条 落札者は、落札決定後5日以内（長野県の休日定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。ただし、5日目日が休日の場合は休日明けまで。）に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を館長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと館長が認めたときは、この限りでない。

3 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事開始日)

第 14 条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

第 15 条 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から起算して 30 日以内（休日を含む）に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。

第 16 条 受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 受注者は、契約した工事を下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で館長に報告しなければならない。

(その他)

第 17 条 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（様式 1）に次に掲げる書類を添付し、平成 31 年 1 月 7 日(月)午後 3 時までに館長に提出しなければならない。

(1) 本業務に係る平成 30 年 12 月 19 日付け公告 4 に掲げる資格を有することを証する書類

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
県立長野図書館 1 階女子トイレほか改修工事
- (2) 業務箇所
長野市若里 1－1－4 県立長野図書館
- (3) 業務概要
1 階女子トイレほか改修工事
- (4) 履行期間
工事開始から約 60 日間

2 入札手続等

- (1) 入札及び改札日時
平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 2 時
- (2) 入札及び改札場所
県立長野図書館 2 階ウチデル

3 入札説明書等の交付場所及び期間と問い合わせ先

- (1) 交付場所
長野市若里 1－1－4
県立長野図書館総務課
入札説明書等は当館ホームページからダウンロードしてください。
ホームページアドレス <http://www.library.pref.nagano.jp/>
- (2) 交付期間
平成 30 年 12 月 19 日（火）から平成 31 年 1 月 10 日（木）
土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業期間（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 問い合わせ先
県立長野図書館総務課
電話番号 026-228-4500

4 入札に関する質問書の提出先及び期限とその回答

- (1) 提出場所
長野市若里 1－1－4
県立長野図書館総務課
- (2) 提出方法
様式 4 により E メールにて下記あて送付
E メール naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp
- (3) 受付期限
平成 30 年 12 月 28 日（金）午後 5 時
- (4) 回答方法
県立長野図書館ホームページにて順次掲載
- (5) 最終回答

平成 31 年 1 月 9 日(水)午後 5 時

5 書類の提出期限及び場所

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込書(様式 1)

本工事に係る平成 30 年 12 月 19 日付け公告 4 に掲げる資格を有することを証する書類

(2) 提出期限

平成 31 年 1 月 7 日(月)午後 3 時

(3) 提出場所

長野市若里 1-1-4 (郵便番号 380-0928)

県立長野図書館総務課